

開 議 午後 1 時

○議長（飯島弘之） ただいまから、本日の会議を開きます。

○議長（飯島弘之） 出席議員数は、68人です。

○議長（飯島弘之） 本日の会議録署名議員として川田ただひさ議員、ふじわら広昭議員を指名します。

○議長（飯島弘之） ここで、事務局長に諸般の報告をさせます。

○事務局長（鈴木和弥） 報告いたします。

本日の議事日程、議案審査結果報告書を配付いたしております。

以上でございます。

〔報告書は巻末資料に掲載〕

○議長（飯島弘之） これより、議事に入ります。

日程第 1、議案第26号から第36号まで、第42号、第43号、第45号から第56号まで、諮問第 1 号の26件を一括議題といたします。

委員長報告を求めます。

まず、総務委員長 藤田稔人議員。

（藤田稔人議員登壇）

○藤田稔人議員 総務委員会に付託されました議案 7 件及び諮問 1 件について、その審査結果をご報告いたします。

最初に、議案第42号 公立大学法人札幌市立大学定款変更の件についてですが、主な質疑として、年度計画の作成とその評価の廃止に当たっては、チェック機能の低下や外部からのアドバイスを得る機会が失われるとの懸念があるが、どのように考えているのか等の質疑がありました。

討論はなく、採決を行いましたところ、議案第42号は、全会一致、可決すべきものと決定いたし

ました。

次に、議案第45号 令和 5 年度札幌市一般会計補正予算（第 8 号）中関係分及び議案第55号 損害賠償及び和解に関する件の 2 件についてですが、質疑はなく、討論を行いましたところ、日本共産党 田中副委員長から、議案第45号中関係分については否決すべきものとの立場で意見の表明がありました。

採決を行いましたところ、議案第45号中関係分は、賛成多数で可決すべきものと、議案第55号は、全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号 札幌市個人番号利用条例の一部を改正する条例案、議案第27号 札幌市証明等手数料条例の一部を改正する条例案及び議案第29号 札幌市印鑑条例の一部を改正する条例案の 3 件についてですが、質疑はなく、討論を行いましたところ、日本共産党 田中副委員長から、いずれも否決すべきものとの立場で意見の表明がありました。

採決を行いましたところ、議案 3 件は、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第36号及び諮問第 1 号の 2 件についてですが、質疑・討論はなく、採決を行いましたところ、議案第36号については、全会一致、可決すべきものと、諮問第 1 号については、全会一致で、本件審査請求を棄却することを適当と認めるべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（飯島弘之） 次に、財政市民委員長 かんの太一議員。

（かんの太一議員登壇）

○かんの太一議員 財政市民委員会に付託されました議案第45号 令和 5 年度札幌市一般会計補正予算（第 8 号）中関係分及び議案第49号 令和 5 年度札幌市公債会計補正予算（第 4 号）の 2 件について、その審査結果をご報告いたします。

質疑・討論はなく、採決を行いましたところ、

いずれも全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（飯島弘之） 次に、文教委員長 竹内孝代議員。

（竹内孝代議員登壇）

○竹内孝代議員 文教委員会に付託されました議案2件について、その審査結果をご報告いたします。

最初に、議案第45号 令和5年度札幌市一般会計補正予算（第8号）中関係分についてですが、主な質疑として、保育施設における性被害問題に当たっては、各園が着実に予防策を講じることができるよう支援していくことが重要だが、いざ事案が発生した場合、どのように対応するのか。公立保育所における給食調理業務について、公的施設としての安心感が担保されるよう、委託ではなく、本市職員を配置すべきと考えるがどうか等の質疑がありました。

討論はなく、採決を行いましたところ、議案第45号中関係分は、全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第47号 令和5年度札幌市母子父子寡婦福祉資金貸付会計補正予算（第1号）についてですが、質疑・討論はなく、採決を行いましたところ、議案第47号は、全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（飯島弘之） 次に、厚生委員長 佐藤綾議員。

（佐藤綾議員登壇）

○佐藤綾議員 厚生委員会に付託されました議案4件について、その審査結果をご報告いたします。

最初に、議案第30号 札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等の一部を改正する条例案についてですが、主な質疑として、就労選択支援の円滑な実施のためには、

アセスメントを行う事業所の十分な確保が課題と考えるが、どのように取り組んでいくのか等の質疑がありました。

討論はなく、採決を行いましたところ、議案第30号は、全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第45号 令和5年度札幌市一般会計補正予算（第8号）中関係分及び議案第48号 令和5年度札幌市介護保険会計補正予算（第3号）の2件についてですが、主な質疑として、障がい児通所支援事業所の性被害防止対策は、施設の様々な事情がある中においても迅速に対応することが求められるが、今後どのように進めていくのか。生活保護制度における支援の在り方について、物価高騰の影響等により低所得者の負担が大きくなっているが、今後どのような課題があると考えているか等の質疑がありました。

討論はなく、採決を行いましたところ、議案第45号中関係分及び議案第48号は、全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第31号 札幌市指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する等の条例案についてですが、質疑・討論はなく、採決を行いましたところ、議案第31号は、全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（飯島弘之） 次に、建設委員長 小須田大拓議員。

（小須田大拓議員登壇）

○小須田大拓議員 建設委員会に付託されました議案10件について、その審査結果をご報告いたします。

最初に、議案第32号 札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例の一部を改正する条例案についてですが、主な質疑として、事業者に設置が義務づけられる自転車等駐車場の隔地距離について、新たに緩和要件を設ける理由は何か等の質疑

がありました。

続いて、討論を行いましたところ、日本共産党吉岡委員から、否決すべきものとの立場で意見の表明がありました。

採決を行いましたところ、議案第32号は、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第53号 令和5年度札幌市下水道事業会計補正予算（第2号）についてですが、質疑はなく、討論を行いましたところ、日本共産党吉岡委員から、否決すべきものとの立場で意見の表明がありました。

採決を行いましたところ、議案第53号は、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第28号、第33号から第35号まで、第43号、第45号中関係分、第46号及び第56号の8件についてですが、質疑・討論はなく、採決を行いましたところ、いずれも全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（飯島弘之） 次に、経済観光委員長 村松叶啓議員。

（村松叶啓議員登壇）

○村松叶啓議員 経済観光委員会に付託されました議案第45号 令和5年度札幌市一般会計補正予算（第8号）中関係分、議案第50号 令和5年度札幌市病院事業会計補正予算（第3号）、議案第51号 令和5年度札幌市軌道整備事業会計補正予算（第2号）、議案第52号 令和5年度札幌市高速電車事業会計補正予算（第1号）及び議案第54号 札幌市基金条例の一部を改正する条例案の5件について、その審査結果をご報告いたします。

質疑・討論はなく、採決を行いましたところ、いずれも全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（飯島弘之） ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（飯島弘之） 質疑がなければ、討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

吉岡弘子議員。

（吉岡弘子議員登壇）

○吉岡弘子議員 私は、日本共産党を代表し、ただいま議題となっております議案25件中、議案第26号、第27号、第29号、第32号、第45号、第53号に反対、残余の議案19件に賛成、諮問1件を承認する立場で、討論を行います。

議案第26号 札幌市個人番号利用条例の一部を改正する条例案、議案第27号 札幌市証明等手数料条例の一部を改正する条例案、議案第29号 札幌市印鑑条例の一部を改正する条例案、議案第45号 令和5年度札幌市一般会計補正予算（第8号）に反対する理由は、戸籍関係情報をマイナンバーとひもづけし、市民の個人情報情報を漏えいさせる危険を拡大するものだからです。

あわせて、議案第45号の中には、債務負担行為として、公立保育所における調理委託業務費6,000万円の追加が示されております。

東白石保育園など五つの保育所の調理業務を1年間委託した後は、これまでどおり本市職員が保育や調理を担えるよう、職員の採用や保育所職員の人的配置について計画的に進めることを求めるものです。

議案第32号 札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例の一部を改正する条例案についてです。

条例改正により、駐車場整備地区において、銀行など設置義務者が施設を新築及び増築するとき、施設規模が5,000平方メートルの場合、自転車等駐車場を設置しなければなりません。これまでの施設規模1,400平方メートル以上から設置が必要という基準が大きく緩和され、1施設の駐輪台数も現行の70台から20台に激減します。事業者にとっての規制緩和であり、自転車を利用する市民にとって利便性が大きく損なわれることから

反対です。

議案第53号 令和5年度札幌市下水道事業会計補正予算(第2号)に反対する理由は、下水道補正予算中、都心アクセス道路が地下構造になったことによる下水道管移設に係る費用6億5,800万円が組まれているからです。

本市は、公共施設において、長寿命化対策を取り、事業の延命化と事業費の縮減を進めているにもかかわらず、緊急性が高くない下水道管の移設は、必要性や市民合意のないアクセス道路建設を優先するものであり、認められません。

最後に、議案第54号についてです。

2016年3月に基金条例改正を行ってオリンピック・パラリンピック基金を設置し、今年度まで一般財源から50億円もの積立てを行ってきました。市民の意思を確認する住民投票等を実施することなく、2030年オリンピック・パラリンピックの招致にひた走った結果、市民からの厳しい批判を浴び、招致活動を停止することになりました。

これに伴い、オリパラ基金廃止の提案となったことは当然のことであり、賛成するとともに、50億円は市民の暮らしや子育てを支えるものとなるよう求めるものです。

以上で、私の討論を終わります。

○議長(飯島弘之) 以上で討論を終了し、採決に入ります。

この場合、分割して採決を行います。

まず、議案第26号、第27号、第29号、第32号、第45号、第53号の6件を一括問題といたします。

議案6件を可決することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(飯島弘之) 起立多数です。

したがって、議案6件は、可決されました。

次に、議案第28号、第30号、第31号、第33号から第36号まで、第42号、第43号、第46号から第52号まで、第54号から第56号まで、諮問第1号の20件を一括問題といたします。

議案19件は可決することに、諮問第1号は本件審査請求を棄却することを適当と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(飯島弘之) 異議なしと認めます。

したがって、議案19件は可決することに、諮問第1号は本件審査請求を棄却することを適当と認めることに決定されました。

○議長(飯島弘之) 次に、日程第2、議案第57号から第60号までの4件を一括議題といたします。

いずれも、市長の提出によるものです。

提案説明を求めます。

秋元市長。

(秋元克広市長登壇)

○市長(秋元克広) ただいま上程をされました議案4件につきましてご説明申し上げます。

まず、議案第57号は、固定資産評価審査委員会委員選任に関する件であります。

札幌市固定資産評価審査委員会委員のうち、来る3月31日をもって任期満了となります4氏に関しまして、安達あけみ氏、万字香苗氏の両氏を引き続き選任するとともに、小林祐司氏、佐々木貴教氏の両氏を新たに選任することを適当と認め、議会の同意を得るため、本案を提出したものであります。

安達あけみ氏は、平成元年に一級建築士の登録をされ、現在、一般社団法人北海道建築士会札幌支部理事をされており、令和3年4月から札幌市固定資産評価審査委員会委員に就任されている方です。

小林祐司氏は、平成22年に一級建築士の登録をされ、現在、一般社団法人北海道建築士会札幌支部理事をされている方です。

佐々木貴教氏は、平成12年に弁護士の登録をされ、現在、法律事務所の代表をされている方です。

万字香苗氏は、平成14年に弁護士の登録をされ、現在、札幌家庭裁判所家事調停委員をされており、令和3年4月から札幌市固定資産評価審査委員会委員に就任されている方です。

次に、議案第58号は、札幌市オンブズマン委嘱に関する件です。

札幌市オンブズマンのうち、1名が本日をもって任期満了となりますので、その後任者といたしまして梶井祥子氏に委嘱することを適当と認め、議会の同意を得るため、本案を提出したものです。

梶井祥子氏は、札幌市まちづくり戦略ビジョン審議会副会長等を歴任され、現在、札幌大谷大学副学長等をされている方であり、人格、識見共に高く、札幌市オンブズマンとして適任と考えるものであります。

次に、議案第59号は、札幌市子どもの権利救済委員委嘱に関する件です。

札幌市子どもの権利救済委員につきましては、来る3月31日をもって任期満了となりますが、品川ひろみ氏に引き続き委嘱するとともに、新たに朝倉靖氏に委嘱することを適当と認め、議会の同意を得るため、本案を提出したものです。

朝倉靖氏は、平成8年に弁護士の登録をされ、札幌弁護士会の副会長及び子どもの権利委員会委員長等を歴任された方です。

品川ひろみ氏は、現在、札幌国際大学人文学部教授をされているほか、さっぽろ未来創生プラン推進有識者会議委員等をされており、令和3年4月から札幌市子どもの権利救済委員に就任されている方です。

両氏とも、人格、識見共に高く、札幌市子どもの権利救済委員として適任と考えるものであります。

次に、議案第60号は、土地利用審査会委員任命に関する件です。

札幌市土地利用審査会委員のうち、1名が本日

をもって辞職されますので、その後任者といたしまして村上始氏を任命することを適当と認め、議会の同意を得るため、本案を提出したものです。

村上始氏は、現在、北海学園大学経営学部講師をされている方です。

以上で、ただいま上程をされました各議案についての説明を終わりますが、何とぞ原案のとおりご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（飯島弘之） これより、質疑・討論の通告がありませんので、採決に入ります。

議案4件に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（飯島弘之） 異議なしと認めます。

したがって、議案4件は、同意されました。

○議長（飯島弘之） お諮りします。

本日の会議はこれで終了し、明日3月1日から3月25日までは委員会審査等のため休会とし、3月26日午後1時に再開したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（飯島弘之） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

○議長（飯島弘之） 本日は、これで散会いたします。

散 会 午後1時28分